

(1) 相談支援について

(地域生活の拡充のための相談支援について)

- 精神障害者の地域生活の支援を一層充実する観点から、現在、都道府県が行う「精神障害者地域移行支援特別対策事業」が主に担っている病院や施設からの退院・退所時の支援に加え、民間住宅等への入居時や地域生活における緊急時の支援、成年後見制度等の精神障害者の権利擁護に関わる支援等、個々の精神障害者が適切な支援を受けられるよう、その評価や地域における体制のあり方も含め、障害者自立支援法に基づく相談支援の充実について検討すべきではないか。
- 精神障害者の地域生活支援における適切なケアマネジメントが行われるよう、サービス利用計画作成費について、対象者の拡大や現在支給決定後に作成することとなっている取扱いの見直し等、相談支援におけるケアマネジメント機能の拡充について検討すべきではないか。
- 市町村における相談支援体制において中核的役割を担う地域自立支援協議会については、その機能の現状について検証を行うとともに、今後その設置を促し機能の強化を図っていく観点から、地域自立支援協議会の法制度的な位置付けの明確化を含めその機能を充実することについて検討すべきではないか。
- また、民間賃貸住宅等において地域生活を営む精神障害者に対する継続的な相談支援の充実や、医療機関等における相談機能の充実、精神障害者の家族に対する支援、ピアサポートの活用、コミュニティワークの充実等、障害者自立支援法に基づくもの以外の相談機能の充実についても検討すべきではないか。

相談支援について(全体像)

- 障害者の自立した生活を支えていくためには、
 - ・ 障害者の抱えるニーズや課題にきめ細かく対応するため、必要な情報の提供や助言等を行うとともに、様々な地域の資源や、契約制度の下で障害福祉サービスを組み合わせて利用することを継続的に支援していくこと
 - ・ また、個々の障害者への支援を通じて明らかになった地域の課題への対応について、地域全体で連携して検討し、支援体制を整えていくことが必要であり、こうした相談支援の充実を図るため、以下の3つの観点から施策の充実を検討してはどうか。

1. 地域における相談支援体制
2. ケアマネジメントの在り方
3. 自立支援協議会

相談支援事業の現状

障害者相談支援事業

- ・一般的な相談支援（情報提供、助言、障害福祉サービスの利用支援等）

【財源】 一般財源（交付税）

機能強化

- ・市町村相談支援機能強化事業（専門職員の配置等）
- ・住宅入居等支援事業（居住サポート事業）
- ・成年後見制度利用支援事業

【財源】 地域生活支援事業費補助金

国1/2、県1/4、市町村1/4

- ・相談支援充実・強化事業

（家庭訪問等）

【財源】基金事業

（市町村／相談支援事業者に委託可）

（広域的・専門的な支援）

都道府県

一般的な相談支援

サービス利用計画

サービス利用計画作成費の支給
（特定相談支援事業者）

- ・サービス利用のあっせん・調整

【財源】自立支援給付

国1/2、県1/4、市町村1/4

※サービス利用計画作成費の対象者は特に計画的な自立支援を必要とする者に限定

1. 地域における相談支援体制

現状①

【市町村】

○ 市町村では、次のとおり、一般財源(交付税)により一般的な相談支援を行うとともに、地域生活支援事業費補助金(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)により相談支援事業の機能強化を行っている。

一般的な相談支援 (一般財源)	<事業の具体的内容> ① 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等) ② 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導等) ③ 社会生活力を高めるための支援 ④ ピアカウンセリング ⑤ 権利の擁護のために必要な援助 ⑥ 専門機関の紹介 等
機能強化 (補助金)	① 市町村相談支援機能強化事業 …… 専門職員を市町村等に配置 ② 住居入居等支援(居住サポート)事業 …… 入居支援や入居後の24時間支援を実施 ③ 成年後見制度利用支援事業 …… 成年後見制度の申立に要する経費、 後見人等の報酬の全部又は一部を助成。

○ 相談支援体制については、地域の実情に応じて適切な形で整備を進めることとされており、次のような例が想定されている。

- (1) 3障害に対応できる総合的拠点を設置 (平成20年4月現在で、63%の市町村が設置)
- (2) 障害種別に応じて複数の拠点を設置し、相互に連携
- (3) 介護保険法に基づく地域包括支援センターと一体的に総合的な相談窓口を設置(5%の市町村が設置)

現状②

【都道府県】

- 都道府県では、一般財源(交付税)、地域生活支援事業費補助金(国1/2、都道府県1/2)により、以下のような事業等を実施している。

①専門性の高い相談支援	・ 発達障害者支援センター運営事業(補助金)等
②広域的な支援	・ 都道府県相談支援体制整備事業(補助金) ……地域のネットワーク構築に向けた指導、調整等を行うアドバイザーを配置
③相談支援者の育成	・ 相談支援従事者研修事業(補助金)

現状③

【指定相談支援事業者】

- 指定相談支援事業者は、都道府県知事の指定を受けて、サービス利用計画の作成、事業者との連絡調整等の支援を行うこととされている。
- また、市町村は上記の相談支援事業の実施を指定相談支援事業者に委託可能とされている。
- 指定相談支援事業者には、一定の研修を受けた相談支援専門員を配置することとされている。
(平成20年4月1日現在で全国2,735事業所)

障害者相談支援事業

【概要】

地域の障害者等（身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児）の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う。〔一般財源（交付税）〕

【実施主体】

市町村（指定相談支援事業者への委託可）

【事業の具体的内容】

- ・福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- ・社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）
- ・社会生活力を高めるための支援
- ・ピアカウンセリング
- ・権利の擁護のために必要な援助
- ・専門機関の紹介
- ・地域自立支援協議会の運営 等

市町村相談支援機能強化事業

【概要】

市町村の相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村等に配置する。〔地域生活支援事業費補助金〕

【実施主体】

市町村(共同実施も可能)(指定相談支援事業者等へ委託することができる。)

【事業の具体的内容】

- ・ 専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応
- ・ 地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等

【専門的職員の例】

社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、市町村の相談支援事業の機能を強化するために必要と認められる者

住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

【概要】

賃貸契約による一般住宅（※）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に
対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者等の地域生活を支援する。
[地域生活支援事業費補助金]

※「一般住宅」とは、公営住宅及び民間の賃貸住宅（アパート、マンション、一戸建て）のことをいう。

【実施主体】

市町村（共同実施も可能）（指定相談支援事業者等へ委託することができる。）

【対象者】

障害者等であって、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が
困難な者。ただし、現にグループホーム等に入居している者を除く。

【事業の具体的内容】

賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者について、不動産業者に対する一般住宅のあっせん
依頼、障害者と家主等との入居契約手続きにかかる支援、保証人が必要となる場合における調整、家主等に対する相談
・助言、入居後の緊急時における対応等を行う。

(1) 入居支援（不動産業者に対する物件あっせん依頼及び家主等との入居契約手続き支援。

※地域において公的保証人制度がある場合には、必要に応じその利用支援を行う。）

(2) 24時間支援（夜間を含め、緊急に対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡・調整等、必要な支援を行う。）

(3) 居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整（利用者の生活上の課題に応じ、関係機関から必要な支援を受けることが
できるよう調整を行う。）

成年後見制度利用支援事業

【概要】

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図る。
[地域生活支援事業費補助金]

【実施主体】

市町村(共同実施も可能)(指定相談支援事業者等へ委託することができる。)

【対象者】

障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする重度の知的障害者又は精神障害者であり、後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者。

【事業の具体的内容】

成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用)及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する。

相談支援充実・強化事業

【事業の目的】

障害者自立支援法の定着を図るため、「特別対策」を講じてきたところであるが、一部の障害者等に情報が周知されていない状況が見受けられることから、相談支援の充実・強化を図るための支援措置を行うことを目的とする。〔基金事業〕

【事業の具体的内容】

(1) 実施主体 都道府県又は市町村

(2) 内容

障害者等に対して、これまで講じられてきた特別対策の内容や地域における障害福祉サービスの状況等の障害福祉施策に関する情報をきめ細かく周知するために、以下の事業等を実施する。

① 障害者等に対する障害福祉施策に係る説明会・相談会の実施

② 自宅にひきこもり障害福祉サービスに繋がっておらず、障害福祉施策に関する情報が行き届いていない障害者等に対する家庭訪問の実施

③ その他障害福祉施策についてきめ細かく周知する等、相談支援の充実・強化を図るための事業

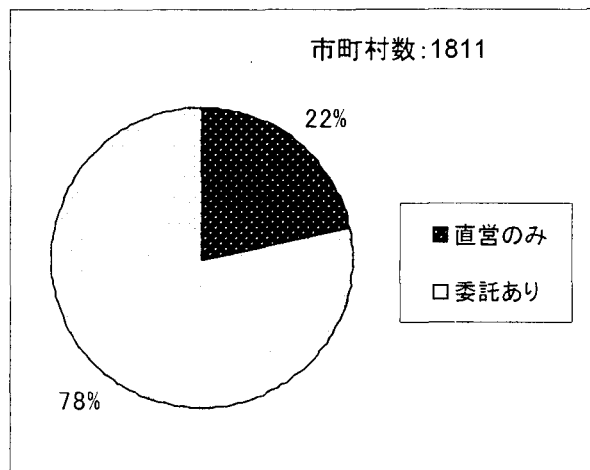
(3) 補助単価 1市町村あたり 1,700千円以内

【実施年度】 平成20年度

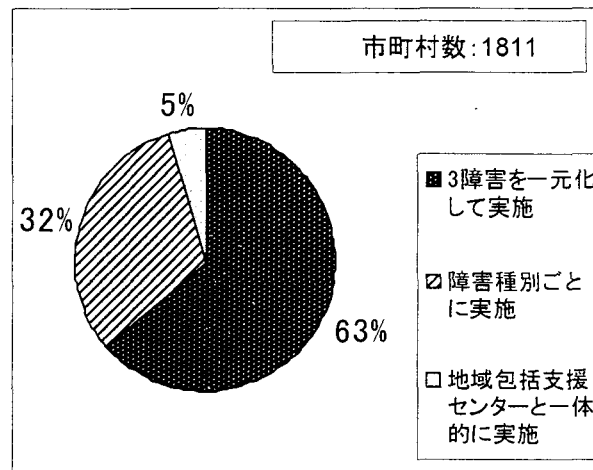
市町村相談支援事業の状況について(平成20年4月1日現在)

【障害福祉課調べ(速報値)】

◆障害者相談支援事業の実施方法



◆障害者相談支援事業の運営方法



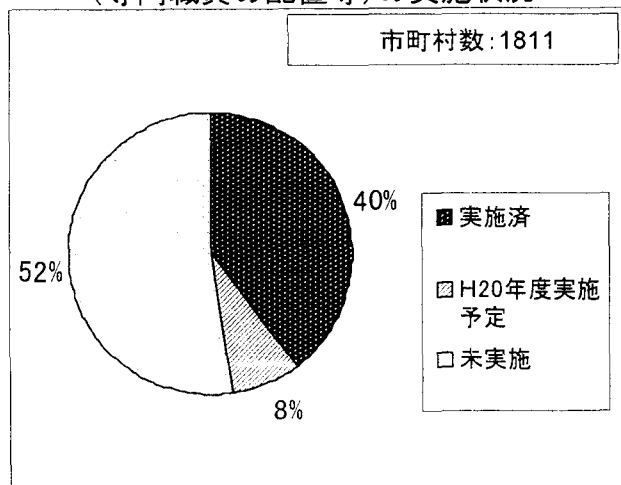
※3障害を一元化+障害種別ごと→3障害を一元に集計。

※地域包括支援センター+ 3障害を一元化又は障害種別ごと→地域包括支援センターに集計

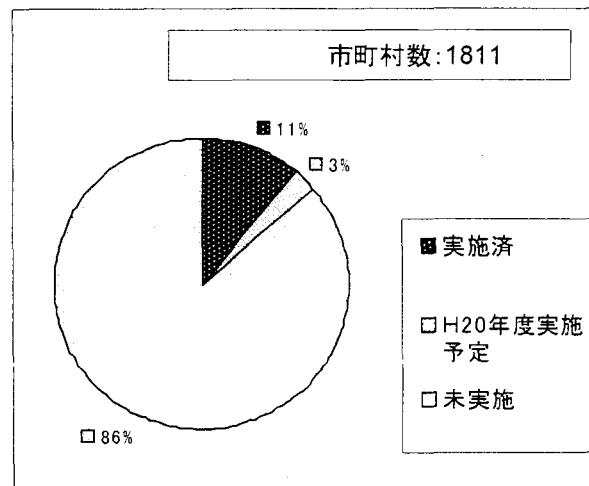
地域生活支援事業(補助金)の実施状況について(平成20年4月1日現在)

【障害福祉課調べ(速報値)】

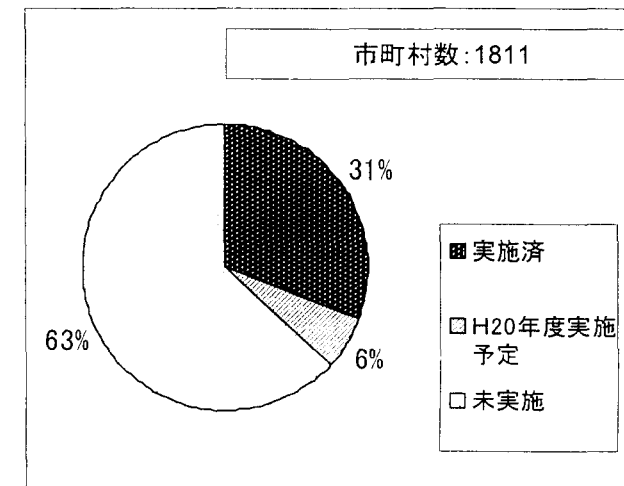
◆市町村相談支援機能強化事業(専門職員の配置等)の実施状況



◆住宅入居等支援事業の実施状況



◆成年後見制度利用支援事業の実施状況

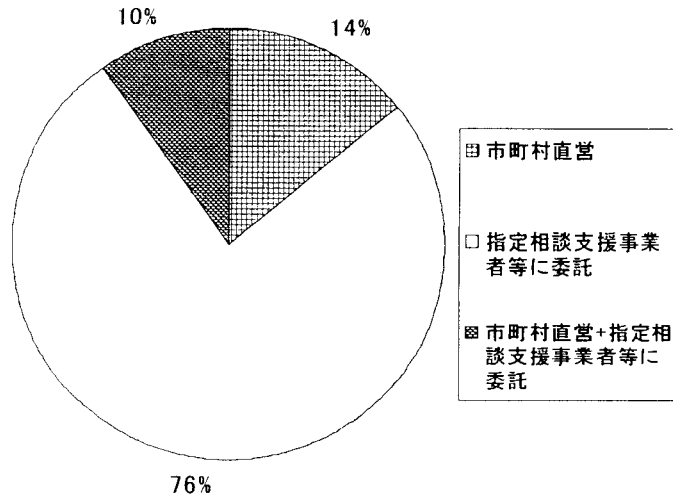


市町村相談支援機能強化事業の実施状況について(平成19年4月1日現在)

【障害福祉課調べ】

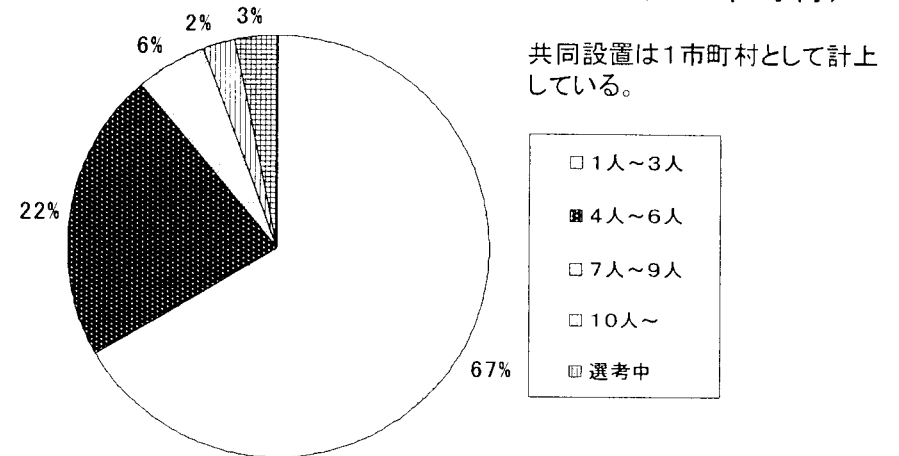
市町村相談支援機能強化事業の実施方法

(640市町村)



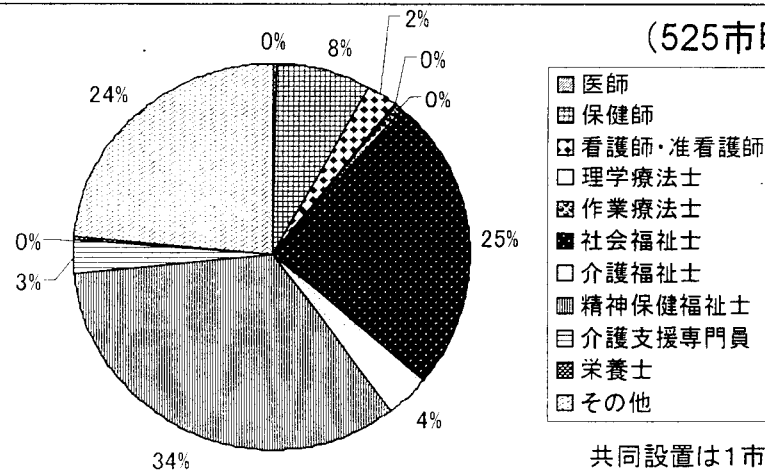
市町村相談支援機能強化事業の専門職員の人数

(525市町村)



市町村相談支援機能強化事業の専門職員の資格

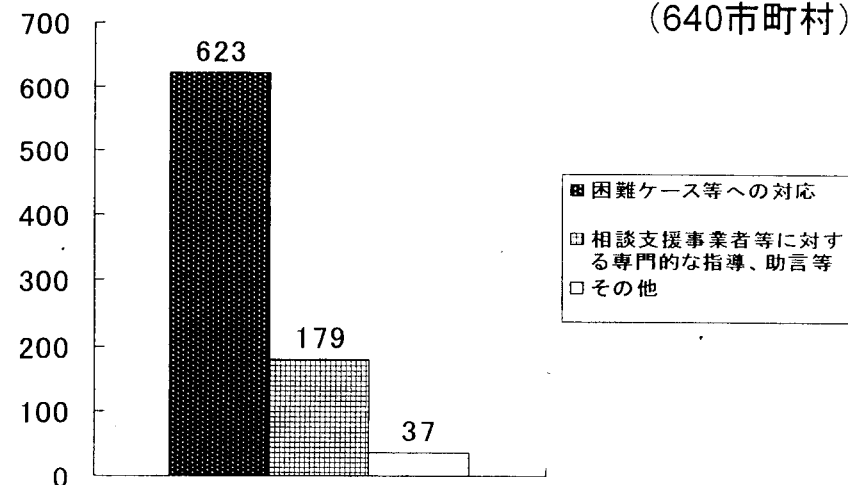
(525市町村)



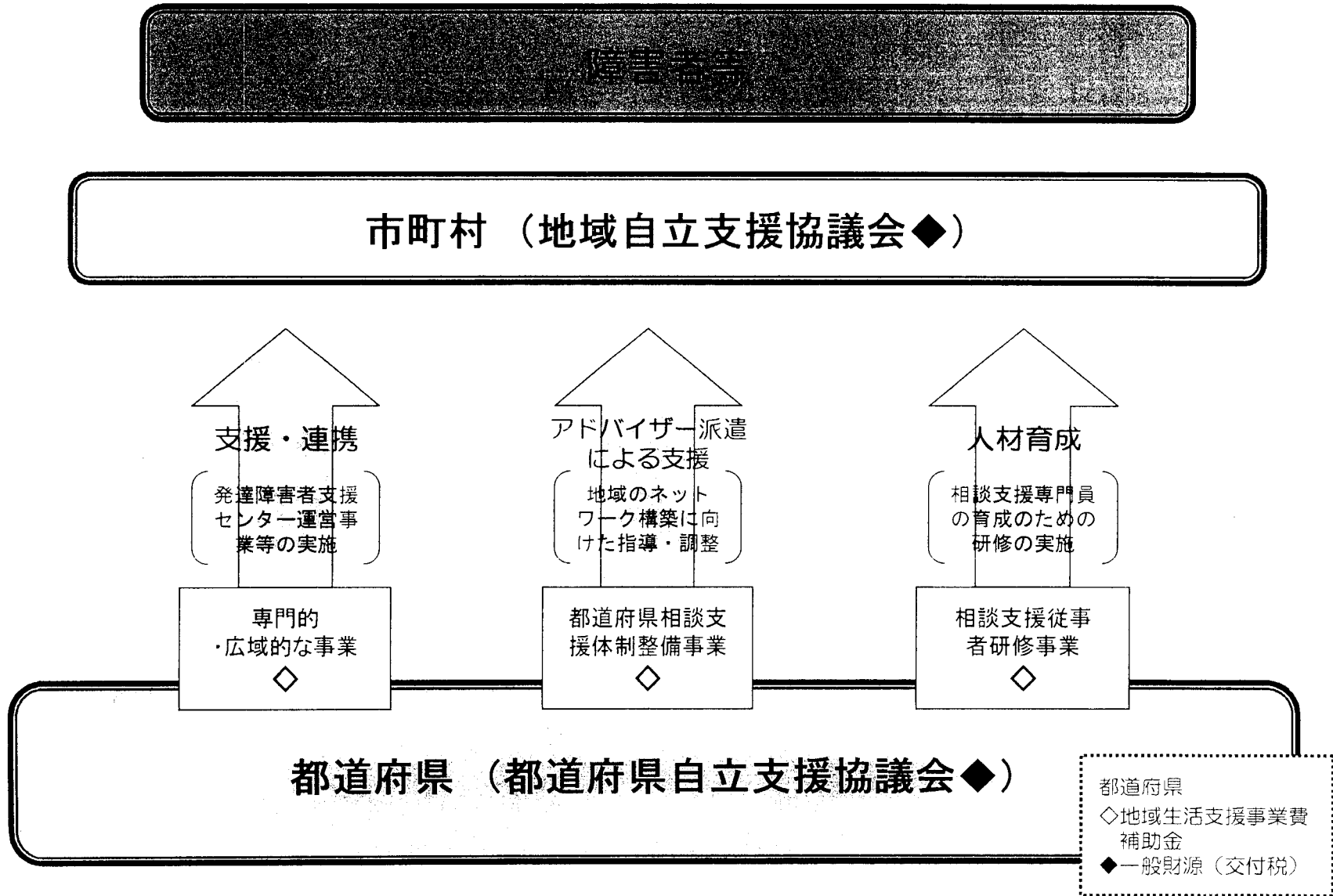
共同設置は1市町村として計上している。

市町村相談支援機能強化事業の業務内容

(640市町村)



都道府県による支援体制(例)



都道府県相談支援体制整備事業

【概要】

都道府県に、相談支援に関する広域的支援を行うアドバイザーを配置する。
[地域生活支援事業費補助金]

【実施主体】

都道府県

【事業の具体的内容】

- ・地域のネットワーク構築に向けた指導、調整
- ・地域では対応困難な事例に係る助言
- ・地域における専門的支援システムの立ち上げ援助（例：権利擁護、就労支援などの専門部会）
- ・広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援
- ・相談支援従事者のスキルアップに向けた指導
- ・地域の社会資源（インフォーマルなものを含む）の点検、開発に関する援助 等

【アドバイザーの担い手】

- ・地域における相談支援体制整備について実績を有する者
- ・相談支援事業に従事した相当期間の経験を有する者
- ・障害者支援に関する高い識見を有する者

相談支援体制整備特別支援事業

【事業の目的】

障害者が地域で安心して生活するためには、地域自立支援協議会をはじめとする相談支援体制の構築が重要であり、本事業によりその体制整備や充実強化を促進し、早急に地域における相談支援体制を整備・確立することを目的とする。

【基金事業】

【事業の具体的内容】

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

① 特別アドバイザー派遣事業

- 先進地のスーパーバイザーや学識経験者等2～3名を特別アドバイザーとして招聘し、チームで都道府県内の相談支援体制の整備や充実強化に向けて、評価、指導等を実施する。
- 特別アドバイザーは、毎月1回程度（集中的に何日間か実施することも可）都道府県を訪問し、都道府県の担当職員及び当該県のアドバイザーと十分連携しながら、以下の事業を行う。
 - ・ 都道府県自立支援協議会の設立・充実強化の支援
 - ・ 県内を巡回するなどして、市町村（圏域）ごとの相談支援体制や地域自立支援協議会の立ち上げ・運営等についての具体的な丁寧な支援
 - ・ 県内の相談支援関係者を対象とした連絡会議・研修会の開催による人材育成支援

② 相談支援事業立ち上げ支援事業

相談支援事業立ち上げ等に当たり、必要な設備整備等について支援する。

③ ピアサポート強化事業

市町村（市町村が相談支援事業者等に委託して実施する場合を含む。）が障害者を対象として、地域交流や自己啓発などの社会参加に資する事業（障害当事者が障害者の活動をサポートする形態とする。）を実施する場合に、必要な設備整備等について支援する。

【実施年度】 平成18年度～20年度